

平成28年度 第3回東北森林管理局保護林等設定管理委員会
概要

1. 日時及び場所

平成28年10月27日（木曜日）13時30分～15時30分
東北森林管理局 2階大会議室

2. 議題

保護林の再編について

3. 議事概要

(1) 保護林の再編案について

①保護林が設定されている市町村への説明等について

保護林が設定されている市町村への説明及び意見聴取の結果について、事務局から概要説明を行った（資料1）。

②追加検討（北小泊ヒバ林木遺伝資源保存林について）

第2回委員会（平成28年9月5日）の議論で追加検討となった北小泊ヒバ林木遺伝資源保存林について追加検討を行い、当該保護林については希少個体保護林には再編せず、機能類型を自然維持タイプとし、引き続き自然に委ねる管理を行っていくこととするとの結論に至った（資料2）。

委員からの主な意見は次のとおり。

- ヒバの面積が2ヘクタールに満たず、原則から大きく外れているので、保護林から外れることはやむを得ない。
- 希少個体群保護林が5ヘクタールより小さいと国際標準（保護地域管理カテゴリー）に照らして意味が無くなってしまわないか。
- 保護林から外しても、ヒバ林は大事であるとの姿勢を示して欲しい。

③検討の総括

再編案についての検討はこれで終了とし、これまでの議論を踏まえ、保護林再編の国有林野施業実施計画等の策定手続きに反映していくこととするとの結論に至った。

(2) 生物群集保護林の地帯区分について（資料5）

委員からの主な意見は次のとおり。

- どういう要素を持って地帯区分するのかを見極めることが重要。
- 保護林の際まで人工林が迫っていたりとか、そういう場所も多いと思うが、そうした場合は内側で保全利用地区を作るしかないと思う。
- 人工林を保全利用地区に含めることも考えられるのではないか。
- 一つ一つの保護林について、特徴をピックアップしていく作業から始める必

要があるのではないか。

- 林班界、植生図、空中写真などの基礎データの整理が必要。揃えられる基礎データを基に同質な区域を色塗りすると下地になるのではないか。
- 保護林面積が広いところもあるので、例えば作業部会みたいなものがあるとうまくいくのではないか。
- 地元の方々が利用している区域を保存地区にする場合は、地元の方々と十分な調整が必要ではないか。

(3) モニタリングについて

委員からの主な意見は次のとおり。

- 森林計画区をまたがっている保護林について、モニタリング時期をまとめることは可能なのか検討すべき。
- 連続的に調査していて特に変化がないなど、安定的な状態であれば、モニタリング調査を1回飛ばすとか、そうした方法も考えてみてはどうか。
- 計画期間と食い違うモニタリングは意味がなく、計画期間に合わせるべきだと考える。
- モニタリング期間を10年に延ばした場合、前回の調査からかなり違っているのが見えてくるので、違いが見えやすい反面、違ってきた場合の対策・対応が取りにくいのではないか。5年ごとのまま、モニタリング箇所を減らすことを考える方が経費の節減になるのではないか。
- 感覚的には5年と言わず、もっと長く間隔をとってもいいのではないかと考える。
- 植物側から見ると5年で変化することはほとんどない。動物、特にシカなどは5年でかなり変わってくるので調査間隔をあけることは難しい。また、保存利用地区の変化は大きいかもしれない。